

学校における教育相談に係る施策に関する主な論点
臨床心理士系からの意見

宇部フロンティア大学
臨床心理士 高田晃

1. SC の活用状況・課題と今後の在り方

1) SC の配置状況

平成 7 年は 154 校、平成 26 年は 22,310 校（配置人数、7,344 人）

※SC の配置状況や活動内容は自治体によりさまざま。

2) SC の活動

①5 つの主な活動

・発達促進的な活動

すべての児童生徒が学校生活を送る上で心身ともに発達に応じた健やかな成長を促す支援。

学校環境全体を視野に入れたコミュニティ支援、教育環境改善のための支援。

・予防的な活動

内面の成長を促進し問題行動を未然に防ぐ予防的・開発的な活動。心の健康増進への支援。

問題は顕在化していないが、何らかの教育指導上の配慮を必要とする児童生徒に対する援助的な活動。

・問題解決的な活動

不登校、いじめ等の個人的な悩みを抱えた児童生徒に対する問題解決的な支援活動。

精神障害、疾患等、精神科医療機関へのつなぎ、心理リハビリ、復学等の支援。

・緊急支援的な活動

事件・事故・災害等の緊急事態における児童生徒・保護者・教員に対する心のケア等の活動。

・これらのことを実践するための校内体制を構築するための活動

②具体的な活動

・児童生徒・クラス・学校等のアセスメント（教員からの情報、行動観察、アンケート調査等から）

・児童・生徒へのカウンセリング（プレイセラピーを含む）

・保護者へのコンサルテーション（カウンセリングも含む）

・児童生徒への心理教育活動（自己理解・エゴグラム・ストレスマネジメント・SST等）

・保護者への講演活動（思春期理解・親子のコミュニケーション・アサーショントレーニング等の講演）

・教職員へのコンサルテーション（支援・相談・情報提供等）

・学校内における支援チームの一員としての活動

・関係機関等の紹介

・教職員等への研修活動（カウンセリングマインド・障害理解・思春期理解・コーチング等）

③SC が対象とする児童生徒の問題行動

・不登校に関することが最も多いが、いじめ、非行、友人関係、親子関係、学力不信などの学習関係、発達障害、リストカット等の自傷やその他の問題行動などさまざま。

※問題行動がみられない児童生徒に対しても未然防止の観点からのかかわりは日常的に行われる。

3) 特に注力すべき政策分野

①いじめの未然防止と早期対応

- ・先述の活動を積極的に行うことでいじめのない学校作りを支援する
- ・学校に設置されるいじめ対策委員会への参画
- ・重大事態調査委員会への参画

②貧困等の問題

- ・貧困の影響から自尊感情の低くなった児童生徒への心の支援等
- ・不登校、非行、いじめなど他の事象で問題化している児童生徒の背景要因として貧困等に目を向ける配慮

③発達障害への理解と対応の援助

- ・発達障害（ASD・ADHD・LD）の児童生徒への支援、及び家族や教員等周囲への理解と対応の支援。

④JGBT等への理解と対応への援助

- ・本人への心支援、及び家族や教員等周囲への理解と対応の支援

4) 効果的な配置形態

- ・「相談したいときにSCがいない」という意見に対応するため、配置時間（日数）を増やすことが望まれる。週1日勤務⇒週5日（常勤化へ）
- ・地域によっては拠点校方式や巡回方式での対応も可能

2. 学校の組織的な支援体制の状況・課題と在り方

①教育相談体制の構築

- ・SCを校務の分掌組織に明確に位置付け、組織的な対応が図れるようにする。
- ・SCが自らの専門性を発揮できるような連携、分担の体制を整備する。
- ・さまざまな機会をとらえ、SCの紹介、活動内容、活動日、相談したい場合の予約方法等を、児童生徒、保護者、関係諸機関に紹介する機会を設ける。

②校内の教育相談担当者の明確化

- ・校内教育相談に関わる計画全般の立案及び進行、研修計画の立案及び実施、相談室の整備及び運営、SCとの連絡・調整等を担う教育相談担当者を明確にする。

③教育相談室の環境整備

- ・相談する児童生徒等の秘密が確保できるようにする。相談中に第三者が入ってこないようにすることなど、安心できるあたたかい雰囲気が感じられるように相談室の整備に配慮する。
- ・相談室だけでなく、SCが日常的に教員との情報交換が行えるように教員室にも席を設けることも必要。

④SCと他職種（SSW、教員等）との連携・協働

- ・それぞれの専門性の理解と尊重する姿勢が大切。
- ・情報交換に基づく見立てと手立てを共有するため、担当教員も含めた会議の設置が必要。

⑤教員との連携の推進

- ・生活指導主任及び教育相談担当者との連携生活指導主任及び教育相談担当者としてSCが、校内の教育相談体制の充実を図るための協議や情報交換を行う機会を定期的に設定する。
- ・SCが個別相談を行った児童生徒の担任や関係教員と情報交換が行えるようにする。
- ・教員とSCが関わる場を意図的に設定することにより、各教員との日常的な連携が図れるようにする。
- ・児童生徒の生命に関わるような緊急性のある情報をSCが把握した場合には、直ちに教員と連携し、管理職に報告できる体制を整備する。

⑥情報の共有

- ・児童生徒、保護者との個人情報の保護に十分配慮し、それぞれの立場で知りえた情報を慎重に共有し対応を検討する。
- ・報告は口答のみでなく、相談・対応内容を具体的に記録して文書でも行う。
- ・校長、副校長は、報告の内容を確認の上、押印するなど、SCから報告を受けた事実が明確にする。
- ・報告の記録は適切に管理する。
- ・SCは、業務に関して知り得た秘密や個人情報を学校内の関係者以外に漏らしてはならない。
- ・SCの守秘義務は、学校全体での管理を基本とするため、学校が指導のために必要となる内容は、SCから学校に報告させる体制を整備する。
- ・守秘義務について、研修を通して正しい理解を促す。

⑦教員へのコンサルテーション

- ・SCは、教員が児童生徒の指導のために必要な情報を提供したり、児童生徒への関わり方について助言及び援助をしたり（ケース・コンサルテーション）、グループエンカウンター、ストレスマネジメントなど教員が行う心理教育の内容や方法について（プログラム・コンサルテーション）助言・援助（コンサルテーション）を行う。SCの中核的な活動でもある。

3. SCに求められる資質・役割とその評価の在り方

1) SCに求められる役割

①SCの職務

- ・校長の経営方針や教育相談の方針に即して、1頁の活動〔1.2）①②〕を行う。

②研修の実施

- ・SCの専門性を活用し、学校のニーズに即した教員及び保護者向けの研修を実施する。
- ・研修内容については、SCの独断やSCに一任するのではなく、担当教員とSCが協議を行い、当該校の健全育成の推進のために有意義な研修内容となるようにする。

③アウトリーチ

- ・教育支援センター（適応指導教室・教育相談所）やフリースクール等を利用している児童生徒について、各機関を訪問し信頼関係を構築するとともに学校との橋渡し機能を行う。
- ・不登校の児童生徒への関わりとして、保護者の了承を得たうえで担任等と連携して家庭訪問を通して児童生徒との信頼関係の構築を図り自己実現への支援を行う（学校長の許可が必要）。

④アンケート調査等の利用

- ・児童生徒の問題行動の未然防止・早期発見・早期対応に活用する。
- ・心理の専門家の立場から、より効果的なアンケート調査の実施方法について提案・助言する。

⑤教員のメンタルヘルスへの支援

- ・教員がメンタルヘルス不調にならないための職場環境作りへの支援。
- ・メンタルヘルス不調者への個別カウンセリングは行わない（あくまでも産業領域での1次予防）

2) SCに求められる資質

※「SCの役割と活動の在り方」石川悦子、平成27年3月9日（月）中央教育審議会チーム学校作業部会（第4回）より

学校が望むSC（ある中学校長より）

- ・ 教員の考え方（生徒指導方針）を理解し、教員への適切な助言ができる。
- ・ 適切な校内研修の講師になれる。
- ・ 管理職への報告・連絡・相談ができる。
- ・ 学校理解に努めている。
- ・ 専門的知識をわかりやすく説明できる。
- ・ 背景に保護者の存在をみることができる。
- ・ 教職員と好ましい人間関係を図る。
- ・ 専門機関の情報をよく知っている。

3) 評価の在り方

- ・ 個別の支援を行った児童生徒・保護者を対象としたアンケート調査に加え、一般の児童生徒そして教員へのアンケート調査を実施して、評価及び利用者のニーズの把握に努め専門性の研鑽に役立てる。
- ・ 個別の支援を行った児童生徒・保護者を対象として、定期的継続的な情報収集を行い長期的な視点からの効果についても検討する。
- ・ エビデンスを基にした効果の測定
こころの変化や成長を客観的に評価することの難しさを承知したうえで、不登校生徒の減少など可視化・デジタル化したエビデンスを基にした評価の検討も必要。

4. 学校の教職員（校長、副校長・教頭、主幹教諭、生徒指導担当、養護教諭等）に求められる役割

1) 校長のリーダーシップ

- ・ 教職員や専門スタッフ等の多職種で組織される学校がチームとして機能するよう、校長がリーダーシップを発揮できるよう組織としてのラインを明確化し組織体制を整備する。
- ・ 連携や分担等、教育相談体制の整備をする一方で、SCが自らの専門性を発揮できるように管理職に直接報告したり意見を求めたりする機会を設ける。

2) その他の教職員に求められる役割

- ・ 児童生徒は心の葛藤や不安を言語化が難しい場合に不定愁訴のように身体化することがある。養護教諭は、担任とは異なる視点から児童生徒に関する情報を得ていることから、養護教諭とSCの連携を深め、情報の共有は欠かせない。

(5) SC・スクールソーシャルワーカーの活用方針等に関する指針の在り方（教育委員会、学校）

- ・ SCを学校等において必要とされる標準的な職として職務内容等を法令上、明確化するとともに、学校教育法等において正規の職員として規定し、国庫負担の対象となることが望ましい。
- ・ SCの育成について、SCは基本的に一人職場でありOJTのような育成方法が困難であるため、SVを制度として構築していくことや、職能団体等（都道府県臨床心理士会、学校臨床心理士WG）の協力の下に組織的なバックアップ体制の構築が必要である。

(6) 学校における教育相談体制充実のための関係機関との連携の在り方（児童相談所その他福祉部局、警察(サポートセンターを含む)など）

- ・ 保護者や地域から相談や要望を受けた際、相談内容によっては弁護士からの支援が極めて有効な場合がある。適宜支援を受けられる仕組みを構築することが望まれる。